事例）日系企業の東京本店が外資系企業の東京支店に個人データを提供する場合、当該外資系企業の東京支店は「個人情報取扱事業者」に該当し、「外国にある第三者」には該当しない。

（※）「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）で定める独立行政法人等及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）で定める地方独立行政法人を除いた者をいう。

ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問わない。

また、個人情報データベース等を事業の用に供している者であれば、当該個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の多寡にかかわらず、個人情報取扱事業者に該当する。

3　個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準

規則第11条

法第24条の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

⑴　個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第４章第１節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。

⑵　個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準については、規則第11条に規定されている。なお、必要な体制が整備されていることについて、個人情報保護委員会に対する事前の届出等は要しない。

３－１　適切かつ合理的な方法（規則第11条第１号関係）

「適切かつ合理的な方法」は、個々の事例ごとに判断されるべきであるが、個人データの提供先である外国にある第三者が、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずることを担保することができる方法である必要がある。

例えば、次の事例が該当する。

事例１）外国にある事業者に個人データの取扱いを委託する場合
提供元及び提供先間の契約、確認書、覚書等

事例２）同一の企業グループ内で個人データを移転する場合
提供元及び提供先に共通して適用される内規、プライバシーポリシー等

また、アジア太平洋経済協力（ＡＰＥＣ）の越境プライバシールール（ＣＢＰＲ）システム（※）の認証を取得している事業者は、その取得要件として、当該事業者に代わって第三者に個人情報を取り扱わせる場合においても、当該事業者が本人に対して負う義務が同様に履行されることを確保する措置を当該第三者との間で整備している必要があることとされている。

したがって、提供元の個人情報取扱事業者がＣＢＰＲの認証を取得しており、提供先の「外国にある第三者」が当該個人情報取扱事業者に代わって個人情報を取り扱う者である場合には、当該個人情報取扱事業者がＣＢＰＲの認証の取得要件を充たすことも、「適切かつ合理的な方法」の一つであると解される。なお、提供先の「外国にある第三者」がＣＢＰＲの認証を取得している場合については、本ガイドライン３－３（個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること（規則第11条第２号関係））を参照のこと。

（※）ＡＰＥＣ　ＣＢＰＲシステム
事業者のＡＰＥＣプライバシーフレームワークへの適合性を国際的に認証する制度。
ＡＰＥＣの参加国・地域が本制度への参加を希望し、参加を認められた国がアカウンタビリティエージェント（ＡＡ）を登録する。このＡＡが事業者について、その申請に基づきＡＰＥＣプライバシーフレームワークへの適合性を認証する。

なお、この措置を講じなければならない対象は、実際に提供を行った「当該個人データ」であることから、提供先で取り扱っている他の個人情報の取扱いについてまで当該措置を講ずることが求められているものではない。

３－２　法第４章第１節の規定の趣旨に沿った措置（規則第11条第１号関係）

法第24条の「この節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置」に該当するものとして規則第11条第１号に「法第４章第１節の規定の趣旨に沿った措置」と規定されている。

具体的には、国際的な整合性を勘案して別表２（※１）のとおりとなる。なお、国際的な整合性の判断は、経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）におけるプライバシーガイドラインやＡＰＥＣにおけるプライバシーフレームワークといった国際的な枠組みの基準に準拠している。

別表２：国際的な枠組みの基準との整合性を勘案した
「法第４章第１節の規定の趣旨に沿った措置」

法第４章第１節の規定の趣旨に沿った措置		（参考）	
		ＯＥＣＤプライバシーガイドライン	ＡＰＥＣプライバシーフレームワーク
第15条	利用目的の特定	○	○
第16条	利用目的による制限	○	○
第17条	適正な取得	○	○
第18条	取得に際しての利用目的の通知等	○	○
第19条	データ内容の正確性の確保等	○	○
第20条	安全管理措置	○	○
第21条	従業者の監督	○	（※２）
第22条	委託先の監督	○	○
第23条	第三者提供の制限	○	○
第24条	外国にある第三者への提供の制限	○	○
第27条	保有個人データに関する事項の公表等	○	○
第28条	開示	○	○
第29条	訂正等	○	○
第30条	利用停止等	○	○
第31条	理由の説明	○	○
第32条	開示等の請求等に応じる手続	○	○
第33条	手数料	○	○
第35条	個人情報取扱事業者による苦情の処理	○	（※３）